

# 入 札 説 明 書

件 名 情報資産管理システム機器等賃貸借

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量
- (2) 調達物品の特質等
- (3) 納入場所
- (4) 賃貸借期間

} 別記の 1

#### 2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により入札参加資格があると認められたものとする。

- (1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 別記の 2 に該当すること。（別記の 3 により申請した者も含む。）

#### 3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱 別記様式）を別記の 5 に示した日時までに、財政局契約課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

#### 4 仕様書についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の 6 (1) に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質問に対する回答は、別記の 6 (2) に示した期限までに、本市のホームページへの掲載及び財政局契約課内に掲示することにより行う。

#### 5 入札参加資格の審査結果

上記 2 に掲げる審査結果については、別記の 7 に示した期限までに通知する。

#### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の 8 (2) に定める。
- (2) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 競争加入者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
  - ア 供給物品名（件名） 「情報資産管理システム機器等賃貸借」
  - イ 入札金額
  - ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とし、1ヶ月当たりの賃貸料（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。
- (12) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る。）による入札は、二重封筒とし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。また、別記の 8 (3) に定める受領期限までに到達するよう郵送すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (14) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。

- (16) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (17) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限は、別記の8の(3)のとおりとする。
- (18) 入札・開札日時及び場所は、別記の8の(2)のとおりとする。
- (19) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (20) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (21) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (22) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (23) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (24) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (25) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

## 8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第3項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

#### 10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。

- (1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

#### 11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

#### 12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

#### 13 契約保証金

契約保証金は免除する。

#### 14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

#### 15 支払いの条件

賃借料は、3月、6月、9月、12月締めごとに請求により支払う。

#### 16 契約条項

別紙契約書案、規則及び特例規則による。

17 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 上記2(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには、当該資格の審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量  
情報資産管理システム機器等賃貸借 1 式
- (2) 調達物品の特質等  
別冊仕様書のとおり
- (3) 納入場所  
仙台市情報システムセンター第二マシン室
- (4) 賃貸借期間  
平成26年1月1日から平成30年12月31日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

### 2 競争加入者に必要な資格

- (1) 資本金10,000千円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「OA機器賃貸」で申請している者であること。

### 3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 平成25年5月31日から平成25年6月17日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出書類 本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
- (4) 提出方法 持参すること。

### 4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 平成25年5月31日から
- (2) 入手方法 仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。  
[http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_01\\_01.html](http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html)

### 5 一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 平成25年5月31日から平成25年6月17日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

### 6 仕様書について質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等  
上記5(1)の期間に5(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。
- (2) 質問書に対する回答期限  
平成25年6月27日

7 入札参加資格の審査結果通知期限

平成25年7月1日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(担当課) 仙台市財政局契約課(物品契約係)

(調達責任者) 仙台市長 奥山 恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成25年7月10日 15時20分

イ 場所 仙台市財政局契約課入札室

(3) 郵送による場合

(ア) 受領期間 平成25年7月1日から平成25年7月9日まで

(イ) 受領期限 平成25年7月9日 17時00分

(ウ) 住所

(郵便番号) 980-8671

(所在地) 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(担当課) 仙台市財政局契約課(物品契約係)



# 留 意 事 項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

## ○ 申請時の提出書類

| No | 項 目          |
|----|--------------|
| 1  | 一般競争入札参加申請書  |
| 2  | 誓約書（要綱 別記様式） |

## ● 入札時の必要書類等

| No | 項 目   |
|----|---|
| 1  | 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）  |
| 2  | 身分を確認できるもの<br><u>（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。）</u> |
| 3  | 代理人が入札する場合は，委任状（本市様式に限る。）                                   |
| 4  | 入札書（本市様式に限る。）   |
| 5  | 入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）                                  |
| 6  | 再度入札等に使用する印   |

※身分確認の書類は，写真付名刺，健康保険証は不可。



印

# 入札書

件名 \_\_\_\_\_

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の  
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 本人の場合

印

# 入 札 書

件名 \_\_\_\_\_ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|      |   | ¥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の  
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名 △△△△株式会社

入 札 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 代理人の場合

印

# 入 札 書

件名 \_\_\_\_\_ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

|      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|      |   | ¥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の  
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

# 委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市長

住所

委任者

氏名

印

私は 　　　　　　　　　 を代理人と定め、平成 年 月 日  
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

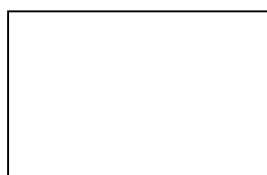
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑





## (案)

契約番号 第.....号

## 賃貸借契約書

## 【頭書】

- 1 物件の名称 .....  
(物件の詳細は別記2のとおり)
- 2 賃貸借期間 平成 年 月 日 から  
(契約期間) 平成 年 月 日 まで
- 3 設置場所 .....
- 4 物件納入期限 平成 年 月 日
- 5 賃借料 別記1のとおり
- 6 契約保証金 別記1のとおり
- 7 遅延損害金利率 別紙の賃貸借契約約款中の「遅延損害金利率」は 年3.0%とする。

上記1の物件について、仙台市を発注者（賃借人）、消費税及び地方消費税に係る  
〔課  
免〕税業者.....を受注者（賃貸人）とし、

別紙賃貸借契約約款により賃貸借に関する契約を締結する。

平成 年 月 日

発注者（賃借人） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙 台 市  
代表者 市 長 印

受注者（賃貸人） 住 所  
氏 名 印



## 【賃貸借契約約款】

### （目的）

第1条 発注者は、受注者から別記2記載の物件（以下「物件」という。）を借入れ、受注者にその賃借料を支払うものとする。

### （契約期間）

第2条 物件の賃貸借期間（以下「契約期間」という。）は、頭書に定めるとおりとする。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は別記1に定めるとおりとする。

### （設置場所）

第4条 物件の設置場所は、頭書に定めるとおりとする。

### （物件の納入期限）

第5条 受注者は頭書に定める物件納入期限までに、頭書に定める設置場所に物件を設置しなければならない。

### （賃借料）

第6条 発注者は、契約期間中別記1に従い、物件の賃借料を受注者に支払うものとする。

### （賃借料の請求及び支払い）

第7条 賃借料の支払方法及び請求方法は別記1に定めるとおりとする。

2 発注者は、前項の規定に基づいて、請求書を受理した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受理した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。

3 発注者は、前項に規定する日までに賃借料を支払わない場合には、その翌日から支払いをする日までの日数について当該賃借料に頭書に定める遅延損害金利率により算出した遅延利息を付して支払うものとする。

### （物件の引き渡し）

第8条 受注者は、頭書に定める物件納入期限までに物件を、頭書に定める設置場所に設置し、発注者が使用できる状態に調整して発注者に引き渡すものとする。

### （所有権の表示）

第9条 受注者は、物件に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

### （物件の管理）

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を使用しなければならない。

### （点検及び秘密の保持）

第11条 受注者は、契約期間中頭書に定める設置場所に立ち入って点検できるものとし、発注者は、受注者の点検に協力するものとする。この場合において、受注者はその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

2 受注者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を漏らしてはならない。

### （現状変更）

第12条 発注者は、物件を頭書に定める設置場所から移動したり他の物件を付着させ、又は一部を除く、若しくは取り替え等の現状の変更をする場合、事前に受注者から承認を得るものとする。

### （保険）

第13条 受注者は、物件に対して、受注者の費用で動産総合保険を掛けるものとする。

### （違約金）

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書に定める物件納入期限までに物件を納入すること

ができない場合には、発注者は受注者に対し賃借料の総額（契約期間内に支払われるべき賃借料の総額）に、遅延日数に応じ、頭書に定める遅延損害金利率の割合で計算した額を、違約金として徴収するものとする。

#### （損害賠償）

**第15条** 発注者の責めに帰すべき事由により物件に損害を与えた場合には、受注者は発注者に対し、その賠償を請求することができるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、発注者は受注者に対し、その賠償を請求できるものとする。この場合において、損害賠償の額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 第13条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。

3 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合（次条第1項及び第16条第1項に規定する場合を除く。）における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

#### （物件の全部滅失による賃借料の取扱い）

**第15条の2** 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求することができない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

#### （物件の一部滅失による賃借料の減額等）

**第15条の3** 物件の一部が発注者の過失によらないで滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

#### （契約の解除）

**第16条** 前条第2項の場合のほか、発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により、この契約の存続が不可能と認められる場合には、発注者又は受注者はこの契約を解除することができる。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくこの契約の全部または一部の履行を怠ったときには、この契約を解除することができるものとする。この場合に損害が生じたときは、履行を怠った者がその責めを負うものとし、損害の額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

#### （談合による解除）

**第16条の2** 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令が、同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 受注者に対してなされた独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令が、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

三 受注者に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し、受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

- 四 受注者に対してなされた審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- 五 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項後段の規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### （暴力団等排除に係る解除等）

**第16条の3** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当したときは、前項の規定を適用する。
- 3 第 16 条第 2 項後段の規定は、前 2 項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

#### （権利の移転）

**第17条** 受注者は、発注者の承諾を得ずに、この契約上の権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### （契約期間終了等の処置）

**第18条** 契約期間が終了し、又はこの契約が解除により終了したときには、発注者は頭書に定める設置場所において物件を受注者に返還するものとし、受注者は直ちに受注者の負担により物件の撤去を行うものとする。ただし滅失した物件についてはこの限りではない。

#### （契約外の事項）

**第19条** この契約に定めのない事項またはこの契約の履行について疑義が生じたときには、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者及び受注者は、この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

【別記1】賃借料，契約保証金及び保守

1. 賃借料

(1) 賃借料

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 額 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

|               |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| うち消費税及び地方消費税額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|

(2) 契約期間に端数が生じた場合の取扱い

契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合の賃借料については，日割計算とし，次式により出して得た額とする。ただし1円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{賃借料}}{\text{当該月の日数}} \times \text{賃借日数}$$

2. 賃借料の支払方法

発注者は受注者に対して，賃借料を3月，6月，9月，12月締めごとに支払うものとする。

3. 賃借料の請求方法

受注者は発注者に対して，締め月の翌月10日までに，該当分の賃借料について請求書により請求を行うものとする。

4. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

5. 保守

- (1) 受注者は，契約期間中，仕様書に掲げる保守を行うものとする。
- (2) 上記1 (1) に定める賃借料には，保守料を含むものとする。

## 【別記2】

## 賃貸借物件の内訳

|    | 品名 | 型式 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| 1  |    |    |    |    |
| 2  |    |    |    |    |
| 3  |    |    |    |    |
| 4  |    |    |    |    |
| 5  |    |    |    |    |
| 6  |    |    |    |    |
| 7  |    |    |    |    |
| 8  |    |    |    |    |
| 9  |    |    |    |    |
| 10 |    |    |    |    |
| 11 |    |    |    |    |
| 12 |    |    |    |    |
| 13 |    |    |    |    |
| 14 |    |    |    |    |
| 15 |    |    |    |    |

## 【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

### （長期継続契約）

**第1条** この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

### （予算の減額等による契約変更等）

**第2条** 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

# 仕様書

情報資産管理システム機器等賃貸借

仙台市

# Lease of Information Asset Management System Related Equipments

CITY OF SENDAI



## 1 総則

仙台市（以下「本市」という。）では、より効率的かつ確実な行政運営を実現するため、組織内ネットワークとして、仙台市行政情報ネットワーク（以下、「庁内 LAN」という。）を導入した。

庁内 LAN は本市職員が日常的に利用する端末（以下、「庁内 LAN 端末」という。）を接続するもので、本市事務の効率化等において大きな役割を果たしているとともに、本市の組織運営の基盤を支える重要なネットワークである。

本仕様書は、庁内 LAN 及び庁内 LAN 端末の円滑な運用を実現するために行う情報資産管理や機器監視等のシステムに係る機器等の調達、システム環境の構築、及び保守等に関する契約（以下「本契約」という。）について、必要な仕様を定めるものである。

### (1) 庁内 LAN 概要

庁内 LAN は、本市各庁舎・公所間を接続し、インターネット・LGWAN への外部接続を行うネットワークである。なお、接続される庁内 LAN 端末についても、庁内 LAN に含まれる。庁内 LAN の構成を、別紙 1 「全体構成イメージ図」に示す。

### (2) システム概要

本システムは、庁内 LAN における情報資産管理、機器の死活監視及び性能監視を実現し、適正かつ効率的な運用管理の実施を目的とするものである。

### (3) 調達の範囲

本契約により受注者（本契約の相手方をいう。以下同じ。）が実施する範囲は次のとおりとする。

- ① システム環境の構成設計
- ② 機器等の調達
- ③ システム環境の詳細設計
- ④ 運用設計
- ⑤ システム環境の構築（機器等の詳細設定、試験等）
- ⑥ 機器等の設置場所への搬入、据付及び現地試験、調整
- ⑦ 各種ドキュメントの作成、提供
- ⑧ システム環境引渡し
- ⑨ リース期間内の保守業務
- ⑩ 契約期間満了後におけるハードウェアの撤去及びデータ消去

なお、受注者は本契約の履行にあたり、庁内 LAN 運用管理業務受注者等の庁内 LAN の運用に係る受注者や別途契約する庁内 LAN 端末の更新作業に係る受注者等、庁内 LAN に係わる各受注者と協力しこれを行うものとする。

(4) 調達物件の決定

受注者は、本契約の受注が決定後速やかに、機器等の構成設計を行い、「納品機器等情報一覧」、「機器電源情報一覧」を本市に提出し仕様書の要件を全て満たしていることの確認を受け、必要に応じ協議を行い本市の承認を受け、調達物件を決定する。調達物件の変更に伴う契約金額の変更は、落札価格を上限額とする。

(5) 納入場所

仙台市情報システムセンター第二マシン室

(6) 納入期限

平成 25 年 12 月 31 日

受注者は、納入期限までにシステム環境の構築を完了し、必要書類を提出すること。

その後、本市が納入機器等や提出書類の確認を行い、問題がないことを確認した上で賃貸借を開始するものとする。なお、情報資産管理システムの対象となる庁内 LAN 端末については、本市が別途締結する契約により、大半が今年度にリプレースされる予定である。そのため、構築等の期間については十分に考慮すること。

(7) 賃貸借予定期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 60 ヶ月とする。

なお、本契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。

(8) 支払条件

① 賃借料の支払は、3 月、6 月、9 月、12 月末締め翌月払いの年 4 回とする。

② 1 ヶ月未満の端数が生じた場合の賃借料については、日割り計算とし、次式により算出して得た額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$(\text{賃借料}/\text{当該月の日数}) \times \text{賃借日数}$

(9) 検査等

① 検査は本市契約規則に基づき本市が行う。

② 受注者は、納入期限までに本仕様書に定める作業を完了させた上で、「導入作業完了報告書」を本市に提出し、承認を得ること。

③ 受注者は、納入物品に瑕疵等があった場合には、速やかに交換すること。

(10) 一般的な留意事項

① 受注者は、本業務に従事する者の中から業務責任者を選定し、当該業務責任者に本業務に従事する他の者への指揮監督を行わせるとともに、本業務の実施について本市との連絡調整にあたらせるものとする。

- ② 本仕様書に記載した作業を実施するために必要な人員，体制を整備すること。
- ③ 本業務の実施に関して本市の施設等に立ち入る場合は，本市に対し事前にその旨を連絡し承認を得ること。また，本市施設内で作業を行う際は，本市の指示に従うこと。
- ④ 本業務の実施にあたって必要な場合は，運用業務受託者等の関係者と調整を行い，相互に協力して作業の便宜を図る等，本システムの円滑な運用に向けて協力すること。また，運用業務受託者等の関係者と打合せを行った場合は，その内容を議事録とし，当該打合せ終了後速やかに本市に提出すること。
- ⑤ 作業等の実施にあたっては，事前に本市に作業内容等を説明の上，承認を得ること。
- ⑥ 賃貸借機器は動産総合保険に加入すること。
- ⑦ 機器等の搬入，据付，接続調整及び動産保険加入に必要な経費は，受注者の負担とする。
- ⑧ 機器等の接続調整などに係る光熱水費は本市の負担とする。

## 2 仕様

別紙2「各種要件」に掲げる要件を全て満たし，十分な機能を発揮するものであること。  
なお，ウイルス対策ソフトについては本市にて準備する。

## 3 システム環境構築・設置

### (1) 計画書作成

システム詳細設計，運用設計，機器等の現地搬入・設置，システム環境構築・試験及び運用手順書作成に係る作業スケジュール及び作業内容，試験内容等について，事前に計画書を作成し本市の承認を得ること。

### (2) システム詳細設計

システム詳細設計（各種パラメータ設定シート作成含む。）を実施し，本市の承認を得ること。

### (3) 運用設計

運用設計を実施し本市の承認を得ること。

### (4) 機器等の搬入・設置

- ① 受注者は，既存の庁内 LAN ネットワークとの間の配線を行い，庁内 LAN への接続及びそれに必要な設定を行うこと。機器の据付に必要なケーブル（色：ライトブルー、規格：カテゴリ5e）、アダプタ類、モール、マウントレール等の部材については，全て受注者の負担で用意すること。
- ② 調達機器の搬入時には，本市施設の破損を予防するための養生を適切に行うこと。養生にかかる費用は受注者の負担とする。
- ③ 機器の設置にあたり，受注者は別途指定するサーバ名等を記載したラベルなどを指定する部位に貼付すること。

(5) 納入場所での留意事項

① 共通留意事項

- ア. 作業に当たっては本市の指示に従い、他の業務に支障を及ぼさないよう留意すること。
- イ. 機器等搬入時は運搬経路に養生を実施するなど、施設設備や他システム機器に損傷を与えないようにすること。
- ウ. 梱包用資材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。

② 納入

- ア. 機器等搬入作業を円滑に実施するため、事前に、搬入車両等の駐車位置、搬入口及び搬入経路、エレベータ、マシン室入口等を確認すること。
- イ. 機器等搬入時には、納入場所への湿気の持込を防止するため、雨雪等への対策（搬入車両等を搬入口庇より低い高さとする等）を図るとともに、情報システムセンター内にて開封した状態で60分以上乾燥させた後、マシン室に搬入すること。
- ウ. 機器等の設定及び動作確認は現地搬入前に行い、情報システムセンター内での作業を極力抑えること。
- エ. 機器等を設置する際は、機器やケーブルの用途等の判別が容易にできるよう、ラベル貼付等を行なうこと。
- オ. 機器等のセッティングに必要な接続ケーブル等は受注者が用意すること。

(6) 情報システムセンターの電源設備に関する留意事項

電源部が二重化された機器の場合は、通常電源と冗長電源は異なる電源系統に接続すること。

(7) システム環境構築

- ① システム詳細設計に基づき、システム環境を構築すること。
- ② 定例進捗会議を開催するなどし、適切に進捗管理・課題管理を行い、これを実施すること。
- ③ 進捗状況や課題状況について、書面により報告を行うこと。また、遅延や課題が発生した場合には、書面による報告とは別途、対応策等について本市と打合せを行うこと。
- ④ 本契約の範囲にかかるシステムにおいて、庁内 LAN 端末等にエージェント等のインストールが必要な場合、別途契約する庁内 LAN 端末に係る更新の範囲外で行わなければならない場合は、その作業も本契約の範囲とする。

(8) 運用手順書作成

本システムを使用するにあたり必要な手順を整理し、運用設計に基づき運用管理手順書を作成すること。なお、運用管理手順の記載は日本語とする。また、作成した運用管理手順書をもとに運用管理について、引継を行うこと。

#### 4 運用支援

本市にシステム環境を構築後、安定稼働するまでの期間、以下の支援及び対策を実施すること。

- (1) システム環境に関する各種問合せ、調査に対し、迅速に対応すること。
- (2) システム環境に対する各種調整・対策が必要な場合は、実施すること。なお、この場合は、本市の承認を得た上で実施すること。

#### 5 保守等

- (1) 賃借期間中に調達機器に障害が発生した場合、受注者は、調達機器の修理、部品の交換等を行い、当該調達機器を障害発生前の状態まで復旧させること。また、その作業は全て無償で行うこと。なお、復旧作業には、ネットワークの設定、調達機器上で稼働するソフトウェアの設定等を含むものとする。
- (2) 調達機器に障害が発生した場合、受注者は、本市から障害連絡を受けてから2時間以内に復旧作業に着手すること。なお、障害対応の連絡先等を、障害対応連絡体制表として提出すること。また、障害連絡の受付時間は、本市の休日を除く日の8時30分から17時までとすること。
- (3) 障害の復旧作業は、部品の修理、交換等を含め、作業開始から1日以内に全て完了すること。ただし、代替機器をもって替えることもできることとする。この場合、代替機器及びその設定や設置に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 障害でハードディスクの交換が必要となる場合は、必要に応じて新しく交換したハードディスクに対してリカバリ媒体（惨事復旧用）を用い納入時の設定完了後の状態までのセットアップ作業を行うこと。また、故障したハードディスクは本市庁舎内でデータ消去を行うとともに処理が完了した旨の証明書を本市へ提出すること。ただし、データ消去が不可能な場合、受注者はハードディスクを物理的に破壊するとともに処理が完了した旨の証明書を本市へ提出すること。なお、これらの作業に係る費用は全て受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、障害復旧作業完了後、速やかに障害報告書を提出すること。なお、障害報告書には障害原因、障害内容、障害部位、復旧作業内容及び交換部品等を記載すること。
- (6) 賃貸借期間中のOS等導入するソフトウェアについてのソフトウェアサポート（バージョンアップ、パッチ提供）を本調達に含めること。
- (7) その他
  - ① 受注者は、機器等の納入前に納入予定機器等にバージョンアップ等が発生した場合には、本市と協議し承認を得た機種を納入すること。
  - ② 上記以外でも、今回提供する機器等を適正に運営するために必要な事項や実施すべきと判断される作業等がある場合は、本市に確認の上、実施すること。

## 7. その他

### (1) 機器等の解体・撤去について

契約期間満了後は、機器等の解体及び撤去を行うこと。その際は、ハードディスク等の記録媒体、装置のデータを全て消去するか、データの読み取りが不可能な状態に破壊した上で回収するものとする。

また、受注者は上記データ消去等を行なった旨の証明書を無償で本市へ提出すること。

なお、これらの作業に係る費用は全て受注者の負担とする。

### (2) 留意事項

- ① 受注者は、本業務の実施に先立ち業務責任者を選任すること。責任者は、本業務従事者の指揮・監督を行うとともに、本業務の遂行について本市との連絡調整にあたること。
- ② 受注者は、本業務の実施状況や本市が必要と認める項目について、本市の求めに応じ、随時の報告や業務内容に関する資料の提出及び説明を行なうこと。
- ③ 受注者は、本市担当者が出席する会議、または本業務に必要な打合せを実施した際は、議事録を作成し、本市に提出して承認を受けること。
- ④ 受注者は、本業務に関して本市の施設内に入出入りする際は、名札を着用するとともに、本市の指示に従うこと。
- ⑤ 受注者は、本業務を通じて知り得た情報について、本業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、知り得た情報等は秘密とし、書面等による本市の承諾なしに第三者に開示しないこと。本契約終了後も同様とする。
- ⑥ 受注者は、本業務の実施にあたり、本市から借り受けた資料（原票、帳票、データを含む）について適正に管理し、当該資料の利用目的が終了した場合には、すみやかに本市に返却すること。

なお、万一資料を破損、汚損、または紛失した場合は、ただちに本市に連絡し、その指示に従うこと。

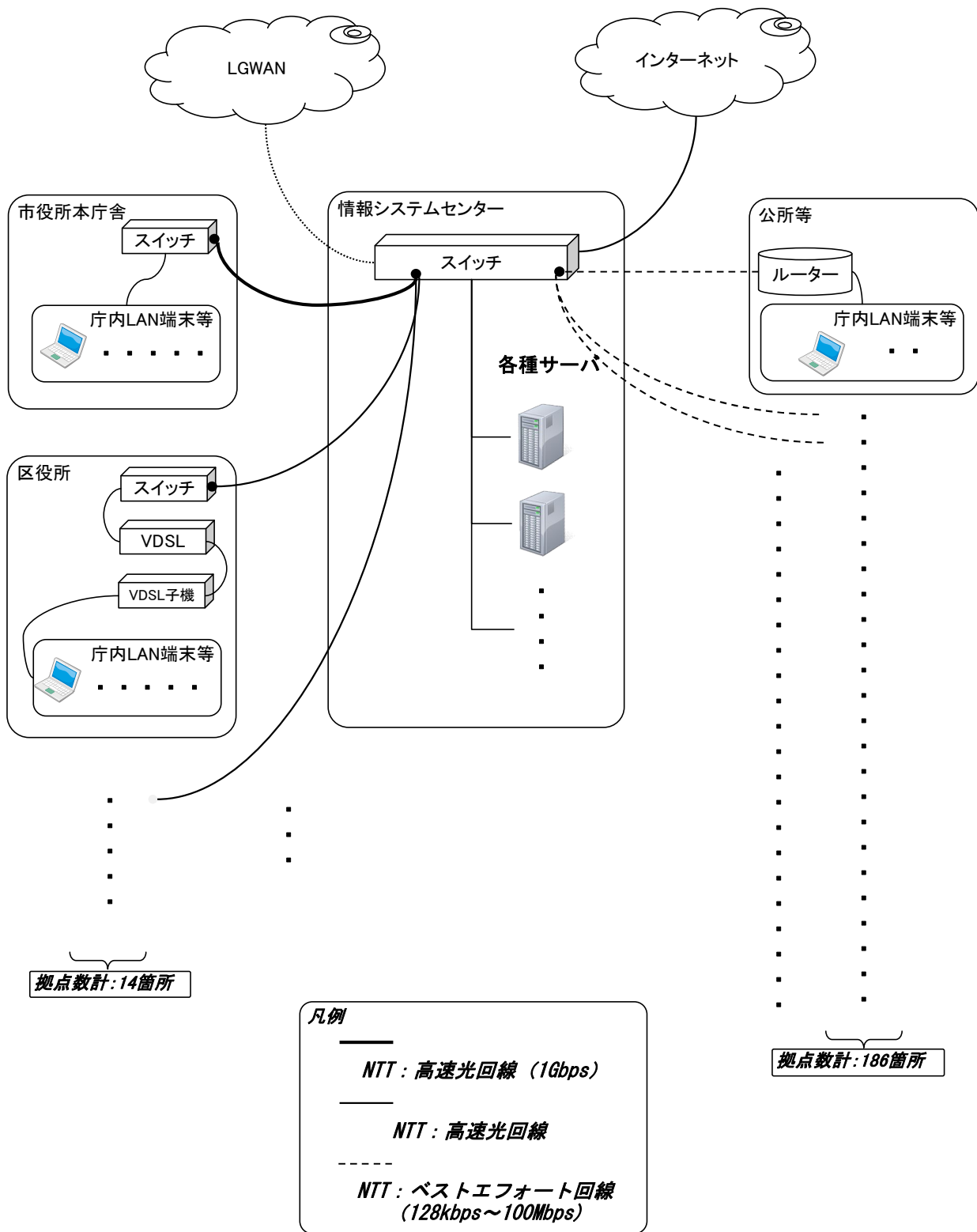
- ⑦ 受注者は、本業務の実施にあたり、業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持、確保等に関する指示、その他の管理を自ら行い、労働関係法規上の全ての義務を負うものとする。
- ⑧ 受注者は、本業務の実施にあたり、他の業者と関連する作業がある場合には、相互に協力して作業の便宜と進捗を図ること。また、本業務に関連して他の業者と打ち合わせを行った場合は、その内容を書面にて速やかに本市に報告すること。
- ⑨ 法令、本市の条例・規則及び本市行政情報セキュリティポリシー等の各規程を遵守すること。
- ⑩ システム環境の構築・設置、保守、機器等の解体・撤去を他者に委託し行なわせる場合は、事前に本市と協議を行い、本市の承諾を得た上で行なうこと。なお、業務履行能力の証明ができない場合や、業務を複数者に委託する場合など、業務の適正、円滑な履行に支障が生じるおそれが高いと本市が判断した場合は、認めない。
- ⑪ 受注者は、本契約の終了に際し、本市または他者が蓄積されたデータ等を継続して利

用できるよう、円滑な引継に必要な作業を支援すること。なお、引継に係る具体的な内容は、費用負担等を含め、本市及び受注者の双方が協議の上これを決定するものとする。

⑫ 本仕様書に記述がない事項のうち、社会通念上、本業務において必要不可欠な事項と本市が判断するものについては、本業務の範囲内とする。

⑬ ⑫を除き、本仕様書に定めのない事項、及び本契約にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議の上これを決定するものとする。

別紙1「全体構成イメージ図」





## 別紙2「各種要件」

### 1 ハードウェア要件

- (1) 庁内 LAN 環境で、下記「2 ソフトウェア要件」を満たすソフトウェアの確実な動作に必要なサーバ等機器一式。なお、情報資産管理システムにおいては、想定するパソコン数は 5,700 台程度とし、将来的には 6,000 台まで対応が可能な構成とすること。
- (2) 庁内 LAN 環境で、下記「3 その他システム」で使用する機器一式。
- (3) 庁内 LAN 環境で、下記「4 その他機器」で使用する機器一式。
- (4) 「4 その他機器」を除く機器へ供給する電源については、全て 100V20A とする。なお、コンセント形状はラック内 PDU (APC 製 885-1736) に接続可能なものとする。また、「4 その他機器」については、通常の家計用コンセントに接続可能なものとする。
- (5) 「4 その他機器」を除く機器については、内蔵電源は冗長構成を有し、ホットプラグ対応であることとする。
- (6) 「4 その他機器」を除く機器については、奥行き 730mm 以内とし、既設ラック (19 インチ) に取付け可能であること。ただし、19 インチラックに突起物及び電源等の全てのケーブルが接続された状態で、問題なく設置することが出来る場合は奥行き制限は行わない。なお、既設ラックは日東工業社製 FS100-620E/H であり、取り付けに必要な部材、全てを含むものとする。「4 その他機器」についてはラック搭載を行わなくとも設置可能なものとする。
- (7) 上記を満たすものであれば、「4 その他機器」を除き、単体ラックマウントサーバ、ブレードサーバ、またはそれらの複合のいずれでもかまわないものとする。ただし、下記の要件を満たすものとする。
  - ① ブレードサーバを選定する場合は、死活監視/性能監視システムをブレードサーバに必ず含めるものとし、次の「2 ソフトウェア要件」及び「3 その他システム」の要件を満たす十分な容量及び RAID5 構成をもつ共用ディスクを導入するものとする。また、N+1 構成とするなど耐障害性に優れたものとする。
  - ② 全て単体ラックマウントサーバとした場合は、死活監視/性能監視システムについては予備機 1 台を含むものとする。予備機については死活監視/性能監視システムで使用するサーバと同程度の仕様とする。また、全サーバのディスクについては RAID5 構成とし、物理的に分割されホットプラグ/ホットスペアに対応するものとする。
  - ③ その他、使用にあたり必要となる機器及びソフトウェア等があれば、本件に含めるものとする。
  - ④ コンソール装置については、単体ラックマウントサーバの場合、概ね 4 台につき 1 台。ブレードサーバについては、1 台とする。

## 2 ソフトウェア要件

下記各要件を満たすソフトウェアを選定・納品すること。なお、システム毎に単体ソフトウェアである必要及び要件を固定する必要は無く、複数ソフトウェアを組み合わせ、総合的に各要件を満たすのであれば可とする。

### 2-1 情報資産管理システム

対象となる OS は、Windows 7 Professional とする。

#### (1) インベントリ自動収集機能

- ① CPU、メモリ、ディスク等ハードウェア各種情報を自動的に収集できるもの。なお、情報に変更が生じた場合は、自動的に変更後の情報が収集されるものであること。
- ② OS や Microsoft Internet Explorer のバージョン、プログラムの追加と削除の情報及びパッチ適用状態等ソフトウェア各種情報を自動的に収集できるもの。なお、情報に変更が生じた場合は、自動的に変更後の情報が収集されるものであること。また、レジストリ情報についても自動で収集されるものであること。

#### (2) 管理台帳機能

##### ① 共通事項

- ア. 管理台帳のエクスポート・インポートが実行できること。
- イ. 複数項目にて、検索、集計が実行可能であること。また、目的別に検索条件や表示結果をカスタマイズし出力できること。
- ウ. 自動収集した情報と管理台帳とに差分がある場合は、その差分についての検出が行えること。
- エ. 複数の管理者及び利用者を作成することができ、かつ管理者及び利用者の情報参照範囲を個別に制限できること。
- オ. 組織情報や設置場所等の自動収集を行えない任意で管理したい項目について設定が可能で、値の入力は GUI 画面によるものの他、CSV ファイル等のインポートでも可能であること。
- カ. 組織情報・設置場所についてはグループとして設定でき、各管理台帳を管理できるものであること。
- キ. 各情報が格納されるデータベースのメンテナンス機能を有し、定期的に自動実行が可能であること。

##### ② ハードウェア管理台帳

- ア. (1)①で自動収集した情報により、ハードウェア管理台帳が作成できること。
- イ. 自動収集非対応機器についても、ハードウェア管理台帳が作成可能であること。作成は GUI 画面で行える他、CSV ファイル等のインポートでも作成可能であること。
- ウ. 自動収集対応機器・対応外機器が、同一画面にて管理が可能であること。

##### ③ ソフトウェア管理台帳

- ア. (1)②で自動収集した情報により、ソフトウェア管理台帳が作成できること。
- イ. ハードウェア管理台帳と連携したものであること。
- ウ. ソフトウェアの種類毎に分類した管理一覧画面があること。

エ. ライセンス管理を行えるものであること。

オ. ソフトウェア辞書機能やライセンス種別管理番号等を有し、アップグレード/ダウングレードを実施したソフトウェアやバージョンが異なるソフトウェアであっても、適正なライセンス管理を行えるものであること。

### (3) ソフトウェア配信機能

- ① 実行パラメータ、スクリプトが設定できないアプリケーションの配布については、ファイル実行手順のイメージを作成し、ファイル配布後、クライアント側で同じ手順を自動実行させる機能を有すること。
- ② 配布結果について、一覧画面にて確認できること。
- ③ 配布ファイルの配布中のクライアント端末のシャットダウンもしくはネットワークの切断があった場合は、次回起動（接続）時に配布した続きから配布が再開できるレジューム機能を有すること。
- ④ 配信先がログオフ状態やスクリーンセーバー状態でも配布インストールが可能であること。
- ⑤ 64kbps や 128kbps のような低速回線であってもサポート対象とすること。また、ネットワークに負荷をかけずにソフトウェア配信が可能となるようデータ送信時の帯域制限をかける機能や分割して送信する機能、同時に配信する端末台数を制限する機能を有すること。
- ⑥ 配信の実行タイミングについて、即時配信およびスケジュール配信が可能であること。

### (4) その他機能

#### ① ネットワーク検知機能

庁内 LAN に接続される機器（パソコン、ルーター、プリンタ等のノード）が検知でき、MAC アドレス、IP アドレス、ホスト名の取得できること。また、取得した情報について台帳への取り込みが可能であること。

#### ② SNMP 対応機器情報取得機能

SNMP 対応機器（パソコン、ルーター、プリンタ等）の情報について、エージェントレスで収集することができ、それぞれの機器の種類を自動判別したうえで管理できること。なお、収集情報は機器種別、MAC アドレス、IP アドレス、機器名とし、プリンタについては、さらにベンダー名も収集できること。また、取得した情報について台帳への取り込みが可能であること。

#### ③ 契約管理機能

各種資産に係る契約について管理する機能を有すること。なお、ハードウェア管理台帳、ソフトウェア管理台帳と連携するものであること。なお、任意項目によるカスタマイズでも可とする。

#### ④ リモートコントロール機能

ア. Windows 標準機能以外で、管理者側コントロール機器より、デスクトップ画面を共有しキーボードやマウスなどの操作を行うことができること。なお、操作対象は庁内 LAN 端末全ととする。

イ. 複数のコントロール機器より 1 台の庁内 LAN 端末について、リモートコントロールが可能であること。また、1 台のコントロール機器より複数の庁内 LAN 端末についても、リモートコントロールが可能であること。

- ウ. ファイルやフォルダ等について、転送することが可能であること。
- エ. 接続に際して、画面カラー数の変更やウィンドウアニメーションの抑止など、送信データ量を削減し、データ転送を高速化することが可能であること。
- オ. 接続先の機器に設定した ID とパスワードで、リモート操作を行うユーザを認証することが可能であること。

## 2-2 死活監視システム

- (1) スケジューリングによる定期的、恒常的な Ping による応答監視が行えること。
- (2) スケジューリングによる定期的、恒常的なネットワークスイッチ等のポートの応答監視が行えること。
- (3) スケジューリングによる定期的、恒常的なプロセスの起動監視が行えること。
- (4) Syslog の受信及び SNMP Trap によるアラートが受信できること。
- (5) SNMP Trap について、通知内容を即時に判断できるように管理情報ベース (MIB) の設定ができること。
- (6) 500 ノードの登録が可能であることとし、将来的には 600 ノード程度登録が可能であること。
- (7) 監視対象については、アイコン等で表示された GUI による画面にて確認でき、グループ化及び階層構造表示が可能であること。なお、ネットワーク上の IP ノードを検出し、GUI による画面上に階層構造表示が自動で作成されるものであること。
- (8) 監視状況及びアラート受信時の内容について、ログとして記録するものであること。
- (9) 監視による異常時及びアラート受信時に、メール通知及びカスタムコマンドが実行できること。なお、特定の Syslog を受信した場合にも行えるものとする。なお、カスタムコマンドの例としては次のとおりである。
  - 例) ・ telnet によるシャットダウンコマンド投入
  - ・ teraterm マクロの実行 等
- (10) メール通知及びカスタムコマンドの実行にあたっては、異常感知回数及び時間について設定が可能であること。また、メール通知先は複数設定が可能であること。
- (11) メール通知は、状態変化時に行うものであること。
- (12) 操作にあたっては、GUI による画面にて容易に設定ができること。また、異常時には画面上のアイコン等の色が異なるなどし、容易に異常箇所の確認がとれること。なお、関連するログについても同一画面、または別画面である場合は容易に表示可能であるものとする。
- (13) 各種設定について、インポート及びエクスポートが可能であること。
- (14) 監視対象は次のとおりとする。ただし、組織及び業務上の都合により賃貸借開始までの間に変更が発生した場合は、変更後を優先とする。
  - ア. サーバ (Windows/Linux)
  - イ. ファイアウォール
  - ウ. 負荷分散装置
  - エ. スイッチ (L3/L2)
  - オ. VDSL 装置 (VH-100 II BOX16S)
  - カ. ルータ
- (15) スケジューリングによる監視抑止が行えること。

### 2-3 性能監視システム

- (1) CPU 使用率, メモリ使用率, ディスク領域使用率, load average, ネットワーク使用量等のリソースについて, スケジューリングにより定期的, 恒常的に収集を行うことが可能なこと。なお, ネットワークスイッチ等については, ポート単位でのネットワーク使用量の収集が可能であることとする。
- (2) 収集したデータについてグラフ化する機能を有すること。また, データについては CSV ファイル等にエクスポートできること。
- (3) 閾値を設定し, それを超えた場合はメール等により通報が可能であるもの。なお, 閾値については 2 種類以上設定できるものとし, メール等の内容については, 種類ごとに換えられるものとする。
- (4) 操作にあたっては, GUI による画面にて容易に標準 MIB 及びプライベート MIB 情報の収集設定ができること。
- (5) 各種設定について, インポート及びエクスポートが可能であること。
- (6) 監視対象は次のとおりとする。ただし, 組織及び業務上の都合により賃貸借開始までの間に変更が発生した場合は, 変更後を優先とする。

ア. 本件にて調達されるサーバ等

イ. ネットワーク機器 (スイッチ等) 35 台

| 品名                    | 数量 |
|-----------------------|----|
| Cisco Catalyst2960    | 19 |
| Cisco Catalyst4510    | 1  |
| Cisco Catalyst6506    | 1  |
| Cisco Catalyst3560    | 10 |
| Cisco ASA5510         | 1  |
| Allied Telesis 8724SL | 1  |
| Allied Telesis 8724XL | 2  |
| 計                     | 35 |

ウ. サーバ 10 台

| 品名/搭載 OS  | 数量 |
|---|----|
| Fujitsu PRIMERGY RX300 S6/Red Hut Enterprise Linux5                       | 1  |
| Fujitsu PRIMERGY RX300 S6<br>/Windows server 2003 R2 standard edition SP2 | 2  |
| HITACHI HA8000 RS220AL/Red Hut Enterprise Linux6                          | 2  |
| HITACHI HA8000 RS220AL<br>/Windows Server 2008 R2 Standard SP1            | 5  |
| 計   | 10 |

## 2-4 その他

- (1) ソフトウェアとして、庁内 LAN 端末等にエージェント等が必要な場合は、そのエージェント等についても含めること。その場合、庁内 LAN 端末におけるエージェント数は 5,500 とする。
- (2) 導入するソフトウェアは、本市庁内 LAN と同規模程度以上のところに導入実績があるものとする。
- (3) 賃貸借期間中、取扱説明書・技術資料等の本市運用にあたり必要となるものは、全て日本語で提供すること。
- (4) 操作画面等については、日本語で表示されるものであること。
- (5) 各台帳については、原則、Web でのアクセスによるものとし、接続台数制限が無いものとする。ただし、十分なライセンスが提供可能である場合(250 ライセンス程度)やライセンス等の制限が無い場合はこの限りではない。
- (6) 構築・賃貸借期間における保守・サポートについては、下記のとおりとすること。
  - ・平日の 9:00~17:00 にて、ソフトウェアメーカーの電話とメールのサポート・サービスが受けられること。なお、メールのみのサポート対応は不可とする。
  - ・ソフトウェアメーカーから、最新バージョンリリース時や緊急のバグ Fix 提供時などにメールニュースなどで、最新情報を提供されるサービスを準備すること。
  - ・庁内 LAN の運用にあたり、本システムを使用した業務改善案等がある場合は提案し、その実現にあたっては、技術的事項についてサポートすること。
- (7) 死活監視システム及び性能監視システムにおいて、異常時にはメール等の通報の他、警告灯等により異常がわかるようにすること。なお、警告灯の調達は本件に含めるものとし、情報システムセンター4F の指定場所に設置するものとする。

### 3 その他システム

その他のシステムについては、下記のとおりとする。なお、(1)、(2)、(6)～(8)については現在仮想サーバとして稼働しており、仮想サーバが稼働する物理サーバの仕様等は次のとおりである。上記以外についても、仮想サーバとして導入するものとし、想定する仕様は次のとおりである。なお、仮想サーバで稼働する現行システムについては、そのまま移行を行うものであり、本件にその作業も含むものとする。また、それ以外の場合は、OS 及びネットワーク設定等基本事項の設定を含むものとする。

| 現機器仕様等   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 数量 : 2 台</li><li>・ 品名 : 富士通 PRIMERGY RX300</li><li>・ OS : Vmware ESX サーバ 3.5</li><li>・ CPU : Xeon®X5460</li><li>・ メモリ : 8GB</li><li>・ HDD : 586GB (RAID5/ホットプラグ/ホットスペア対応, 3.5 インチ/SAS/15,000rpm)</li><li>・ ネットワークインターフェイス : 1000BASE-T×4</li></ul> |

#### (1) インシデント管理システム

運用管理用インシデント管理システムとして導入しているマクニカネットワークス社製 RapidTracker が動作するものであること。

なお、現在稼働している仮想サーバの設定値等は次のとおり。

| 設定値等   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ OS : Windows Server 2003 R2</li><li>・ 割当 CPU : 1</li><li>・ 割当メモリ : 2,048MB</li><li>・ 割当 HDD : 60GB</li></ul> |

#### (2) 検証用サーバ①

Windows Server 2008 R2 Active Directory 検証用として動作するものであること。なお、現在稼働しているサーバは次のとおりで、現設定・環境と同様とし、検証作業が実施できるものとする。

| 設定値等   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ OS : Windows Server 2008 R2</li><li>・ 割当 CPU : 2</li><li>・ 割当メモリ : 1,024MB</li><li>・ 割当 HDD : 50GB</li></ul> |

(3) 検証用サーバ②

Windows Server Update Services 及びトレンドマイクロ社製ウイルスバスター検証用として動作するものであること。なお、仕様については(1)と同程度とする。

(4) 検証用サーバ③

Windows Sever 2008 R2 各種検証用として動作するものであること。数量は2式とする。なお、現在稼働している仮想サーバの設定値等は次のとおり。

| 設定値等   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ OS : Windows Server 2008 R2</li><li>・ 割当 CPU : 2</li><li>・ 割当メモリ : 1,024MB</li><li>・ 割当 HDD : 80GB</li></ul> |

(5) 検証用サーバ④

Windows Sever 2012 検証用として動作するものであること。なお、仕様は(4)と同程度とし、導入するOSはWindows Sever 2012 standerdとする。

(6) 検証用サーバ⑤

RedHat Enterprise LinuxSE6 検証用として動作するものであること。なお、仕様は(4)と同程度とし、導入するOSはRedHat Enterprise LinuxSE6, 数量は2式とする。

(7) 庁内 LAN 利用案内等システム用サーバ

下記仕様を満たすものであること。

| 設定値等   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ OS : RedHat Enterprise LinuxSE4</li><li>・ 割当 CPU : 1</li><li>・ 割当メモリ : 1,024MB</li><li>・ 割当 HDD : 30GB</li></ul> |

(8) 運用管理業務管理用サーバ

運用管理業務管理用として導入しているサイボウズが動作するものであること。

なお、現在稼働している仮想サーバの設定値等は次のとおり。

| 現機器仕様  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ OS : RedHat Enterprise LinuxSE4</li><li>・ 割当 CPU : 1</li><li>・ 割当メモリ : 1,024MB</li><li>・ 割当 HDD : 60GB</li></ul> |



(9) 運用管理支援サーバ

下記仕様を満たすものであること。

①ハードウェア仕様

- ア. クアッドコア Intel Xeon プロセッサ E5450 (クロック数 3.0GHz/二次キャッシュ 6MB ×2/FSB1333MHz), 又は同等以上の処理性能を有する CPU を搭載すること。
- イ. 8GB (ECC/DDR2-667/FB-DIMM) 以上のメモリを搭載すること。
- ウ. RAID5/ホットプラグ/ホットスペアに対応し, 140GB (3.5 インチ/SAS/15,000rpm) 以上のディスク 6 台 (予備 1 台含む) 以上で構成され, 実質的な総容量として 1TB 確保できるハードディスクを内蔵すること。
- エ. DVD-RAM 装置 (記憶容量: 片側/両面: 4.7GB/9.4GB 読込速度 DVD-ROM: 最大 8 倍速 /CD-ROM: 最大 24 倍速以上) を 1 台以上内蔵すること。本体に DVD-ROM 装置しか内蔵できない場合は, 内蔵の DVD-ROM 装置に外付けの DVD-RAM 装置を追加した構成でも可とする。
- オ. 1000BASE-T のネットワークインターフェースを 2 ポート以上有すること。
- カ. インターフェースとして, アナログ RGB D-sub15 ピンを 1 以上, USB (USB2.0 対応) を 4 ポート以上有すること。
- キ. LTO Ultrium4 に対応したバックアップ装置 (メディアスロット数: 8 以上/チェンジャータイプ/容量 (非圧縮時) 6.4TB 以上) を付属すること。

②ソフトウェア仕様

- ア. OS として Microsoft Windows Server 2008 R2 Standard Edition (SP2) を搭載していること。
- イ. バックアップ装置に対して動作保証されているバックアップソフトウェアを搭載していること。
- ウ. バックアップソフトウェアにより, ネットワーク経由で他のサーバ上のデータバックアップが可能であること。その際, 他のサーバにエージェントが必要な場合は, 本件にて調達する機器分のライセンスを付属すること。
- エ. 賃貸借期間中の OS 等のライセンス及びソフトウェアサポート (バージョンアップ, パッチ提供) を本調達に含めること。

## 4 その他機器

### (1) 運用管理作業用サーバ

下記仕様を満たすものであること。数量は1式とする。

|           |   |
|-----------|---|
| ①ハードウェア仕様 | <p>ア. Intel Xeon E3-1220v2 (クロック数 3.1GHz, 4コア/4スレッド), 又は同等以上の処理性能を有するCPUを搭載すること。</p> <p>イ. 8GB (4GB×2/DDR3) 以上のメモリを搭載すること。なお, 最大搭載容量は32GBとする。</p> <p>ウ. 容量320GB (SerialATA/7200rpm) 以上のハードディスクを内蔵すること。</p> <p>オ. DVD-RAM装置 (記憶容量: 片側/両面: 4.7GB/9.4GB 読込速度 DVD-ROM: 最大8倍速/CD-ROM: 最大24倍速以上) を1台以上内蔵すること。</p> <p>カ. 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tのネットワークインターフェースを2ポート以上有すること。</p> <p>キ. インターフェースとして, アナログRGB D-sub15ピンを1以上, USB (USB2.0対応以上) を5ポート以上(前面×2以上)有すること。</p> <p>ク. 本体メーカー純正のキーボードを付属すること。</p> <p>ケ. 本体メーカー純正の光学式ホイールマウスを付属すること。</p> <p>コ. 19インチ以上のTFT液晶ディスプレイ (SXGA対応, 表示色1670万色以上) を付属すること。</p> |
| ②ソフトウェア仕様 | <p>ア. OSとしてMicrosoft Windows Server 2008 R2 Standardを搭載していること。</p> <p>イ. 賃貸借期間中のOSのライセンス及びソフトウェアサポート (バージョンアップ, パッチ提供) を本調達に含めること。</p>  |

## 5 バックアップ

本件における, システム等バックアップについては, すべて3(9)にて行うものとする。